

第 3 2 号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 各号列記以外の部分中「高等学校等とは、次の各号」を「次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号」に、「ものをいう」を「ところによる」に改め、同条第 1 号中「規定する大学」の次に「（法第 9 7 条の大学院を除く。）」を加え、同条第 4 号ただし書を次のように改める。

ただし、法第 1 2 5 条第 1 項の高等課程及び専門課程に限る。

第 2 条各号列記以外の部分中「者は」の次に「、申請をした日において」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 大学若しくは専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上のものに限る。以下同じ。）に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校の 4 年次から 5 年次までに在学すること。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（ 4 ） 前 3 号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。

第 3 条各号列記以外の部分中「者は」の次に「、申請をした日において」を加え、同条第 1 号アを次のように改める。

ア 足立区内に引き続き 6 箇月以上住所を有する者であること。

第 3 条第 1 号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「独立行政法人日本学生支援機構法」を「前条の貸付、独立行政法人日本学生支援機構法」に改め、「（以下「第一種学資貸与金」という。）」を削り、「の貸与」の次に「又は東京都育英資金条例（平成 1

7年東京都条例第31号)第5条の奨学金の貸付」を加え、同号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 大学、高等学校、高等専門学校又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた専修学校の高等課程に入学し、又は在学すること。

第3条第2号中「大学等入学準備金支援助成」を「高等学校等入学準備助成」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 足立区内に住所を有する者であること。

イ 助成に係る申請を行った日が属する年度に中学校を卒業し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学する見込みであること。

第3条第2号ウ中「修学」を「進学」に改める。

第10条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分	国立・公立学校		私立学校	
	入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)
大学 専修学校 (専門課程)	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円
高等専門学校 (4年次から5年 次まで)		35,000円		45,000円

別表第2奨学金返済支援助成の項中「第一種学資貸与金の」を削り、

同表大学等入学準備金支援助成の項を次のように改める。

高等学校等入学準備助成	50,000 円
-------------	----------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区育英資金条例第 2 条の規定により学資金の貸付を受けている者については、その貸付期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

(提案理由)

学資金の貸付及び助成の対象者等を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。